

清田配水池水力発電導入事業 公募型企画競争実施要領

1 趣旨

清田配水池水力発電導入事業（以下「本事業」という。）を実施する事業者（以下「事業者」という。）が、札幌市水道局（以下「札幌市」という。）の所有する清田配水池に水力発電設備を導入することにより、温室効果ガス排出量を削減することを目的とした本事業を場所貸し方式にて実施する。

本実施要領は、本事業を行う事業者を公募するにあたり、必要な事項を定めるものである。

2 事業概要

(1) 事業名

清田配水池水力発電導入事業

(2) 事業内容

札幌市は清田配水池に接続する管路において生じる受水圧力と運用圧力との差圧（以下「未利用エネルギー」という。）を事業者に提供し、合わせて水力発電用設備（以下「発電設備」という。）の設置に伴う場内用地の使用を許可する。

事業者は、発電設備の計画・設計・設置・維持管理・各種手続き及び事業運営等にかかる費用を自らの負担・責任で実施し、札幌市に対して、未利用エネルギーの提供を受けることによる対価（以下「納付金」という。）を支払うものとする。

事業者は、事業者が設置した設備の取扱いについて、運転期間終了の2年前を目安に市と協議の上、決定する。なお、設備の解体・撤去・廃棄費用等は事業者が負担する。

(3) 事業場所

北海道札幌市清田区清田346-1

(4) 事業期間

契約開始から運転期間終了までを事業期間とし、運転期間は、運転開始日から原則20年間とする。

3 使用料

(1) 未利用エネルギーの使用料

納付金は、事業者の提案に基づき決定するものとし、納付金の額は、事業者が提案する発電電力1 kWhあたりの「納付単価（円/kWh）」に「年間総発電電力量（kWh）」を乗じて算出した金額とする。ただし、札幌市の事業運営の安定性等の観点から、年間の想定納付金総額の提案には下限（最低提案額）を設けるものとする。具体的な最低提案額は6で後述する「参考資料」を参照のこと。

(2) 行政財産の使用料

本事業における行政財産使用料は、「納付金」に算定上含まれているため、別途の徴収は行わない。（水道局公有財産事務取扱要領（第18条の2(4)）に基づき減免する。）ただし、当該年度における「納付金」が札幌市の規定に基づく行政財産使用料の算定額を下回った場合、事業者は札幌市が別途算定した当該行政財産使用料を納付しなければならない。

4 参加資格等

(1) 事業者の構成

ア 応募者は、単独の法人もしくは複数の法人によって構成された共同事業者と

する。

イ 共同事業者を構成する法人は、単独で応募することができない。また、他の応募している共同事業者の構成員となることもできない。

ウ 共同事業者の場合は、代表となる企業を定めるほか、構成企業の役割を明確にすること。

エ 応募申込受付期間終了後、共同事業者の構成員の変更及び追加は原則として認めない。

(2) 事業者の参加資格

次に掲げる要件をすべて満たしていることを条件とし、参加意向申出書の提出をもって下記要件をすべて満たしていることを誓約したものとみなす。なお、共同事業者の場合、ア～エは共同事業者総体で満たすこととし、オは全ての構成員が満たさなければならない。

ア 日本国内に本社又は支社を有し、専門技術者等の十分な業務遂行能力及び適切な執行体制を有している法人であること。

イ 企画提案書に基づく本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること。

ウ 平成27年度以降、この事業の公告の日までに水道法第3条8項に定める水道施設（専用水道は除く）内の浄水が流れる管路に、水力発電設備を自社（単独の法人または共同企業体の代表者）で設置・運用及びF I T認定を行い、かつ、水道施設の管理者（水道事業者）にその対価（納付金等）を支払った実績を1ヶ所以上有すること。

エ 本事業を実施する体制の中に、以下の資格を有する者を含めること。

・ 第一種、第二種または第三種電気主任技術者

上記資格は、本事業を実施する体制に含まれる協力事業者の中でも構わない。

オ 以下のいずれの項目にも該当しないこと。

a) 契約を締結する能力を有しない者

b) 破産者で復権を得ない者

c) 市との契約等において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人、その他使用人として使用する者。ただし、その事実があった後3年を経過した者については、この限りでない。

d) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続きの開始の申し立て、又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者。ただし、更生手続きの開始決定又は更生計画の認可決定がなされている場合は、この限りではない。

e) 市区町村税、消費税・地方消費税を滞納している者

f) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動へ関与が認められる者、また札幌市暴力団排除条例（平成25年札幌市条例第6号）第7条第1項に規定する暴力団関係事業者

g) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止措置を受けている期間中にある者

5 提出書類

(1) 参加意向申出書（様式1）

(2) 会社概要（様式2）

(3) 参加資格に係る書類

「4(2)事業者の参加資格」を証明する以下の書類を添付すること。

ア 類似事業の契約書等の写し（契約が証明できる部分と対価を支払った実績がわかるもの）

イ 電気主任技術者の資格証の写し

ウ 登記事項証明書

エ 申出書（様式3）

オ 賃借対照表及び損益計算書

カ 納税証明書（市区町村税及び消費税）

※ウ～カについては、札幌市競争入札参加資格者名簿に登録している者については、提出を要しないものとする。

(4) 企画提案書

ア 企画提案書提出届（様式4）

イ 事業の実施内容（様式5）

ウ 事業実施体制（様式6）

エ 過去の類似業務実績（様式7）

オ チェックリスト（様式8）

6 企画提案書の内容

別紙仕様書を参照のうえ、以下の内容で作成すること。なお、企画提案書作成に係る参考資料として、参加意向申出書を提出した事業者のうち、参加資格を有すると認めた事業者に対し、「参考資料」に示す電子データを交付する。交付方法については別途指示する。

(1) 事業の実施内容（様式5）

ア 基本方針

- ・提案の基本方針・概要・設備のシステム構成図（配管、水車、発電機、制御盤、系統連系等の構成）等を記載すること。

イ 水力発電設備容量

- ・施設能力（基本条件：発電水量3,700m³/h、有効水頭40m）に対して、適切な水車・発電機の型式及び設備容量（水車定格出力（kW）及び発電機定格出力（kW））を検討すること。

ウ 想定発電電力量及び温室効果ガス排出量削減量

- ・清田配水池の流量・水頭条件に基づき、年間総発電電力量（kWh）及び温室効果ガス排出量削減（kg-CO₂/kWh）を算出すること。

- ・温室効果ガス排出削減量は、1年間の総量を算出すること。検討にあたっては、想定発電電力量（kWh）が最大となる考え方を示すこと。なお、電力の二酸化炭素排出量係数は地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック（令和8年3月環境省地球環境局公表）で定められている0.416kg-CO₂/kWhを使用すること。

エ 設備設置仕様

- ・水力発電設備（水車、発電機、制御盤、配管等）の設置場所、設置方法（基礎、アンカー固定等）、検討において想定した設備仕様（形式、寸法、重等を含む）を記載すること。

- ・配水池への流入停止時間を考慮した施工方法を記載すること。

- ・施工図(配管及び機器配置等)について、耐震性能を有しており、具体的かつ詳細な検討をすること。
 - ・維持管理用の通路幅1,000mmを確実に確保すること。
 - ・水質に影響を与えない材質並びに構造を有する資機材を使用すること。
 - ・周辺住民への影響(機械の騒音・振動対策等)についてシミュレーションし、必要な対策について記載すること。
- オ 水運用方法
- ・流量や圧力の変動に応じた発電水量の制御方法(ガイドベーン、インバータ等)について、具体的な制御ロジックを記載すること。
 - ・配水池の水運用を適切に考慮すること。(参考資料参照)
 - ・発電設備の突発的な停止(水車・発電機の異常、停電等)に伴う制御(水撃対策を含む)について、記載すること。
 - ・想定しうる最大の水撃に対する安全性について記載すること。
- カ 発電設備安全対策
- ・発電設備の高調波、保護協調、および系統連系に伴う電圧上昇抑制等の系統安定化対策等について記載すること。
- キ その他独自提案
- ・札幌市での地域貢献、地域への波及効果のある独自提案をすること。
 - ・脱炭素の取組に対する理解促進・認知拡大に繋がる独自提案をすること。
- (2) 事業実施体制(様式6)
- ア 事業実施体制図
- イ 工事計画概要(設備導入工程表)、実施体制(本業務に従事予定の総括責任者、担当者、予定技術者経歴書、資格証の写し等を記載)、事業フロー及び運転期間における維持管理等のスケジュール
- ウ 市内企業の活用の提案
- エ 運転期間における維持管理・メンテナンス等の計画(定期点検、設備交換計画、遠隔監視の有無等)、実施体制
- オ 代表事業者の経営状況(5年間)
- 賃借対照表、経常利益(又は営業利益率)、流動比率、自己資本比率等
- カ 工事費、運転管理、維持管理のための費用、資金調達を含めた事業資金計画
- キ 故障、緊急時の対応体制図
- ク 事業実施中のリスクに対する対策
- 損害保険の補償額、適用範囲、その他の対策等を記載すること
- ケ 事業実施に関する保証
- 設備の導入、運転期間中までにかかり設定するすべての保証内容
- (3) 過去の類似業務実績(様式7)
- 過去の類似業務実績の概要を記載すること。なお、実績は最大5件まで提出可能とし、提出件数(上限5件)に応じて加点評価を行う。
- また、実績を証明するものとして、契約書や仕様書、協定書等の写しを提出すること。(契約が証明できる部分のみの写しでも可)
- (4) 収支計画
- ア 再生可能エネルギー固定価格買取制度(FIT)を利用した売電収入、発電にかかるイニシャルコスト(設計費、設置工事費等)及びランニングコスト(維持管理費等)、事業者自身の利益や市に支払う費用(納付金)について、具体的な計画を提案すること。
- イ 納付金については、発電電力1 kWhあたりの「納付単価(円/kWh)」を明記の

- 上、その算定根拠を記載すること。ただし、事業運営の安定性及び行政財産活用の観点から、年間の想定納付金総額の提案には下限（最低提案額）を設けるものとする。具体的な最低提案額は「参考資料」を参照。
- ウ 単価や納付金は、消費税及び地方消費税を除いた価格で提案すること。納付単価は、事業予定者決定以降の変更は原則認めない。
- (5) チェックリスト（様式8）
企画提案書に記載をしたものに○をつけ、一部事項についてはその概要を記載すること。

7 提出方法等

(1) 提出の形式・部数

紙資料は下記部数とし、そのほかPDFファイル形式等の電子データを電子記録媒体（DVD等）1枚に保存し、直接持参または郵送とする。なお、郵送の場合は、簡易書留やレターパックなど配達記録や追跡サービス付きのものにより提出期限までに必着するよう送付すること。

- ・参加意向申出書（様式1）、会社概要（様式2）、参加資格に係る書類：各1部
- ・企画提案書（正本1部、副本9部）

(2) 提出期限

- ア 参加意向申出書（様式1）、会社概要（様式2）、参加資格に係る書類
令和8年7月21日（火）16時（必着）
- ・提出が無い者からの企画提案は受け付けない。
 - ・参加資格の審査を行い、上記の提出期限から5日以内を目途に参加資格審査結果を通知する。
 - ・提案資格があると認めた者に対し、「参考資料」に示す電子データを交付する。
 - ・参加意向申出書提出後に参加を取りやめる場合は、辞退届（様式9）を提出すること。

イ 企画提案書

令和8年8月20日（木）16時（必着）

(3) 提出先

〒060-0041 札幌市中央区大通東11丁目23番地
札幌市水道局給水部計画課計画係 担当：佐々木、竹次
電話：011-211-7052 FAX：011-231-2773
e-mail：suido-keikaku@city.sapporo.jp

8 企画提案書作成にあたっての留意事項

- ・正本1部には、提案者事業者名を記載すること。
- ・副本9部には、提案事業者名を特定できる表現（企業名・ロゴ等）は一切記載しないこと。
- ・A4版またはA3版とすること。A3版の場合は三つ折りにして綴じること。
- ・枚数に制限は設けませんが、提案書は簡潔にまとめ、ページの通し番号を付すこと。
- ・文書の補完のための写真、イラスト等を用いることも可とする。
- ・提案書の提出期限後の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めない。
- ・上下左右に20mm以上の余白を設けること。
- ・表紙をつけ、表題を記載すること。

- ・提出できる企画は、1 提案者につき 1 案までとし、複数案の提案は認めない。
また、1 案の中に複数パターンの企画が含まれる提案も認めない。

9 質問の受付及び回答

本事業の企画提案に関する質問は、「質問書」（様式10）を提出するものとする。

(1) 質問受付

ア 受付期間

令和8年7月8日（水）～7月31日（金）16時

イ 提出方法

Eメールで受け付ける。Eメールの件名は「清田配水池水力発電事業（場所貸し方式）に関する質問」とすること。

ウ 提出先

担当課のEメールアドレスに提出すること。

(2) 回答

令和8年8月7日（金）16時までに、次のURLのホームページ上にすべての質問に対する回答を掲載する（質問を行った法人名等は公表しない）。なお、提出期限までに到着しなかった質問に対しては、回答しない。また、回答に対する再質問は原則受け付けない。

URL：<https://www.city.sapporo.jp/suido/jigyosya/proposal/index.html>

10 企画提案の審査・スケジュール

(1) 事業予定者の選定方法

ア 札幌市が設置する本企画競争の実施委員会において、「評価基準」に示す評価項及び配点に基づき提出書類及びプレゼンテーション・ヒアリングの総合評価により審査する。

イ 事業予定者は、各委員評価点の平均が、満点の6割以上の提案者の中から選定する。

ウ 各委員の評価点を合計し、総合点の高い順に順位を決定する。また、採点の結果、最も高い総合点が同数の場合は、1位をつけた委員数の多い提案者を事業予定者として選定する。なお、これによっても優劣がつかない場合は、実施委員会での協議により事業予定者を選考する。

エ 提案者が1者のみであった場合は、各委員の評価点を合計し、満点の6割以上となった場合に、事業予定者として選定する。

(2) スケジュール

本企画競争実施に係るスケジュールは以下のとおり予定している。

	項目	日程
1	企画競争実施の告示	令和8年7月8日（水）
2	質問受付	令和8年7月8日（水） ～7月31日（金）
3	参加意向申出書、会社概要、参加資格に係る書類の提出期限、施設見学申し込み期限	令和8年7月21日（火）
4	参加意向申出書提出者あてに参加資格審査結果決定通知、参考資料の送付	令和8年7月24日（金） まで
5	施設見学期間	令和8年7月27日（月） ～7月31日（金）

6	質問受付期限	令和8年7月31日（金）
7	質問に対する回答のホームページへの掲載	令和8年8月7日（金）
8	企画提案書の提出期限	令和8年8月20日（木）
9	一次（書類）審査	令和8年8月27日（木）
10	二次（ヒアリング）審査	令和8年9月3日（木）
11	事業予定者の発表（審査結果通知）	令和8年9月10日（木）
12	協定の締結	9月10日（木）以降

(3) 施設見学

札幌市が参加資格を認めた事業者を対象に、下記見学期間に対象施設の見学を行う。施設見学を希望する場合は、令和8年7月21日（火）までに「施設見学希望届」（様式11）を担当課へEメールで提出するものとする。

なお、施設見学にあたっては、計画課及び施設管理者の指示に従うこと。

見学期間は、令和8年7月27日（月）～7月31日（金）の間で申し込みがあった事業者ごとに調整し、詳細については、別途通知する。原則1日につき1グループとする。

(4) 一次（書類）審査

提案書類の審査を円滑に進める目的から、二次（ヒアリング）審査の前段において、有効な提案書類をもとに審査し、上位と評価された3者を、二次（ヒアリング）審査対象者として選定する。ただし、審査対象者が3者以下にあっては、一次（書類）審査を省略し、二次（ヒアリング）審査に移行する。

ア 日時

令和8年8月27日（木）（予定）

イ 一次審査の結果

一次審査通過者は3者以下とする。また、確定後速やかに対象者全員に、参加意向申出書に記載されたメールアドレスに通知するが、審査の過程は公表しない。

(5) 二次（プレゼンテーション・ヒアリング）審査

ア 日時

令和8年9月3日（木）（予定）

イ 会場

札幌市水道局会議室（予定） ※日時及び会場の詳細は別途通知する。

ウ 発表方法

企画提案書を用いた説明とする。

エ 発表時間について

1企画提案者あたりプレゼンテーション20分、質疑10分（予定）。

なお、企画提案者数に応じて変更する場合がある。

オ その他留意事項

- ・ ヒアリング審査は、提案者名を伏せて行うため、声掛けや企画提案書においては、提案者名を匿名や黒塗りなど必要な措置を行う。
- ・ 出席者は3名までとする。

(6) 選定結果の通知、結果に対する疑義の申立て

選定結果は、二次（ヒアリング）審査後、参加者全員に、参加意向申出書に記載されたメールアドレスに通知する。また、審査の結果については、ホームページに掲載し、公表する。なお、選定結果に対する疑義がある者は、通知があった日から起算して3日以内（休日を除く）に7(3)へ疑義の申立てを書面（様式自

由)により求めることができる。

(7) 協定の締結について

選定した事業予定者と仕様書に基づき詳細を協議し、詳細設計等の事業者自らが事業の安全性等を確認した書類について市の確認を受けたのち、当該事業者と事業化に向けた協定を締結するものとする。

なお、協議が不調に終わった場合や、失格要件の事項に該当する場合には、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

11 その他留意事項

(1) 著作権等に関する事項

ア 企画案の著作権は原則として各提案者に帰属する。ただし、採用した提案書等の著作権は札幌市に帰属する。

イ 提案者は、札幌市に対し、提案者が企画案を創作したこと並びに第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権をも侵害するものではないことを保証するものとする。

ウ 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

エ 提出された企画案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

(2) 提出された企画提案書は返却しない。また、提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。

(3) 提出書類は、本事業の実施以外の目的には使用しない。

(4) 本企画提案に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

(5) 採用となった企画提案については、企画内容の一層の充実を図るため札幌市と事業予定者の協議により、内容の一部を調整する場合がある。

12 失格要件

参加意向申出書提出後に以下のいずれかに該当すると判明した場合は、企画提案書類を受け付けず、もしくは評価をせず、又は事業予定者としての選定を取り消すものとする。

ア 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき。

イ 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

ウ 不正な利益を図る目的で実施委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき。

エ 提出した企画提案書の内容が業務仕様書の水準を満たしていないことが明らかであると認められるとき

オ その他、実施委員会が不適切と判断したとき。

評価基準

評価項目	評価の視点	加重倍率	配点
技術提案に関する事項（55点）			
基本方針	基本方針、システム構成図（配管、水車、発電機、制御盤、系統連系等の構成）等が詳細に提案されているか。	1	5
導入設備	水車・発電機の型式及び設備容量（水車定格出力（kW）及び発電機定格出力（kW））について、妥当性があるか。	1	5
	基本条件（発電水量3,700m ³ /h、有効水頭40m）に対して、エネルギーを最大限に活用した高い発電量（温室効果ガス排出量削減）の提案となっているか。	2	10
設備設置仕様	・水力発電設備の設置場所、設置方法（基礎、アンカー固定、搬入路等）及び設備仕様（形式、寸法、重量等）に具体性及び実現性があるか。	1	5
	・配水池への流入停止時間を考慮した施工方法を提案しているか。	1	5
水運用方法	・周辺住民への振動対策及び騒音対策が適切に考慮されているか。	1	5
	以下の提案について具体性及び実現性があるか。 ・既設の流量制御と干渉することなく発電水量を一定に制御する方法 ・流入量が最低想定流量（4,400m ³ /h）を下回った場合の制御方法 ・定量送水（流入量が8,000m ³ /h（年6回2h程度））等で圧力が想定圧力（37～52m）より低下した場合の制御方法	2	10
創意工夫	・発電設備の突発的な停止（水車・発電機の異常、停電等）に伴う制御（水撃対策を含む）について、具体的で実現可能な提案をしているか。	2	10
	・想定しうる最大の水撃に対しても安全性が担保される設備となっているか。	2	10
創意工夫	地域貢献・地域への波及効果のある独自提案及び脱炭素の取組に対する理解促進・認知拡大に繋がる独自提案について、具体性及び実効性（効果）があるか。	1	5
実施体制（25点）			
工事遂行能力	実施体制は明確で実現性があるか。	1	5
市内企業の活用	設計・施工・メンテナンス等における市内事業者の活用の提案はなされているか。	1	5
業務遂行能力	維持管理・メンテナンス等の計画、緊急時の連絡体制は具体性・妥当性があるか。	1	5
財務状況	経営状況、資金調達等に問題がないか。（経常利益、黒字年数、自己資本比率等）	1	5
リスク対応	事業実施中に発生するリスクについて、対応できる提案となっているか。（損害保険の補償額、適用範囲等）	1	5
その他（20点）			
類似実績	過去に類似する施工・運用実績があり、問題なく実施が見込めるか。	2	10
収支計画	収支計画について、設計費、設置工事費、維持管理費及び売電収入等を具体的に記載しており、妥当性のある提案をしているか。	1	5
設備導入による財政貢献度	納付金が高く設定されているなど、札幌市への財政貢献度が高い提案となっているか。	1	5